

国内航空のあり方に関する有識者会議（第3回）議事概要

1. 日 時：令和7年12月5日（金）13：30～15：30

2. 場 所：中央合同庁舎3号館 国土交通省11階特別会議室

3. 出席者（敬称略）

[委員長] 竹内健蔵

[委 員] 安藤和代、大橋弘、加藤一誠、花岡伸也、樋口容子、
矢ヶ崎紀子
(50音順)

[オブザーバー] ANA、JAL、SKY、ADO、SNJ、SFJ、
定期航空協会、航空連合、リージョナル航空・地方空港振興協議会、
全国地域航空システム推進協議会、地域航空サービスアライアンス協
議会、公正取引委員会

[事務局] 航空局次長、航空事業課長、他

4. 議事経過

ヒアリング対象者（全国地域航空システム推進協議会、公正取引委員会）
からの意見聴取、事務局からの説明の後、委員による質疑応答・意見交換
がなされた。

【委員からの主なご意見】

<利用者利便の向上に資する航空会社の取組について>

- ・独占禁止法の目的は、「国民経済の民主的で健全な発達と消費者の利益を確保する」こと。地域が苦しい状況の中、消費者利益のために、航空の維持・活性化を考えるべき。目的は見失わないべき。
- ・路線が廃止になると利用者利便は失われる。今回の議論も、ゼロになることは避けようという趣旨と認識。厳しい事業環境を踏まえ、路線維持や利用者利便確保のために必要な規制の見直しは行うべき。
- ・人口減少下にある今、航空法110条1号の「地域住民の生活に必要」という文言には、類型2の「経済活動において重要」という視点も自ずと含まれると考えられる。類型2も類型1と近接・類似していて、独禁法適用除外の対象と解釈することも考えられるのではないか。
- ・類型2について、もう少し細かな場合分けも必要かと思うが、「経済活動において重要な路線」こそ、協調が許容される前提で選択肢を増やすべき。将来的には航空法110条1号の改正も考える必要。

- ・独禁法の趣旨からすると、現行法上、類型2で独禁法適用除外を認めるのは困難ではというのが初めの印象。
　　ただ、今回の議論で、事業環境の厳しさも考慮すると認める余地もあるかと感じた。類型2の定義づけをどう考えるか、議論が必要。
- ・地域活性化のためには観光が不可欠であり、住民の経済活動において重要な要素。類型2を考える際、観光の観点も考慮すべき。

<競争環境のあり方について>

- ・航空会社が合理的な経営判断を行えるよう後押しする仕組みを検討すべき。これまでの規制について見直すべき。
- ・経営面を含めた選択の自由度は高めるべき。規制を設けた当時とは状況が異なるので、現状に即した規制の見直しを検討するべき。
- ・既存制度の見直しは、航空ネットワークの縮小を避けるべき、という観点から考えていくべき。

<運賃に関する考え方について>

- ・費用と運賃の関係について、変動費として他に考慮すべき費目がないか、運賃種別が様々あることも考慮しつつ、範囲の経済性など各企業のおかれた異なる状況を踏まえて検討していってほしい。
- ・安全性が何より重要。整備費や人件費の削減によって安全性が損なわれるようなことはないようにすべき。
- ・消費者に対して、運賃上昇の要因を分かりやすい形で情報発信することが大事。情報公開の仕組みをしっかり検討してほしい。
- ・過度なモニタリングにより航空会社の経営を縛ることがないよう配慮しつつ、利用者保護とのバランスを確保することが重要。